
平成30年11月(第8回)
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 平成30年11月26日(火曜日) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (13名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	内倉孝子
委員	3番	富永浩二
委員	5番	中嶋睦巳
委員	6番	中村重治
委員	7番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	11番	福田智浩
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 4番 白田利秋 10番 藤井勇次 12番 中西政治

5. 議事録署名委員 15番 福園幸雄 1番 坂口利邦

6. 議 題 議案第27号 農地法第3条許可申請の件について
議案第28号 農地法第5条許可申請の件について
議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	有田 稔
次 長	一松 敬一
係 長	有留 幸弘

10. — 閉会 —

11. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

第 8 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、平成 30 年度肝付町農業委員会第 8 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 16 名中 13 名です。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長にお願い致します。</p>
議 長	<p>冒頭あいさつあり～。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、15 番の福園幸雄委員と 1 番の坂口利邦委員をお願いいたします。本日の議題は、議案第 27 号から議案第 29 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 27 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 27 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 5 件で、全て所有権移転で、売買が 4 件、贈与が 1 件となっています。</p> <p>売買の 4 件は、田が 3 筆で 4,376 平方メートル、畑が 1 筆で 2,119 平方メートル、贈与の 1 件は、田が 1 筆 948 平方メートルであります。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆 2,945 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が野崎字〇〇 〇〇〇番 2 で、田が 1 筆 486 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇町の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番で、田が 1 筆 948 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆 2,119 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆 945 平方メートルです。</p> <p>以上、5 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から5番まであります。お目通し下さい。</p> <p>それでは、5件の申請について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり。】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、5件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第28号農地法第5条許可申請の件「5-30-19」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-19」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇借家〇号棟、〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番の一部、畑で1,665平方メートルのうち495平方メートルとなっています。</p> <p>転用目的が一般住宅で、事由が現在借家住まいであり、手狭になったため、申請土地に持ち家を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分が第2種農地の市街地近接農地に該当します。場所につきましては、下にありますがとおり、〇〇振興会に〇〇保育園がありますけれども、そこから南へ行きますと〇〇商店があります。その交差点を右折しまして約300メートル行ったところの右手が申請地となっております。配置図につきましては右にありますとおり、495平方メートル分を分筆いたしまして、居宅をたてまして排水につきましては南側の道路側溝に流すということで申請が出ております。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>はい、「5-30-19」について、2名の委員が現地調査をされておりますが、藤井委員が欠席のため、永野委員で現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8番、永野です。「5-30-19」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>11月20日に、永野委員、私、申請人の代理の方、事務局と調査を行いました。</p> <p>場所は、見取り図にありますけど、県道沿いに〇〇がありますけれども、そこから南側へ500メートルほど行ったところに〇〇商店があります。その交差点を右折し約300メートル行った右側になります。現況は畑で甘藷の収穫が終わったところでした。排水については南側の道路に側溝が整備されており、そこに流すということであります。周辺は住宅が立ち並んでおり許可するに特に問題はないかと思われま。皆様のご審議をよろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-19」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>

議 長	<p>それでは異議なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-30-19」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 3 ページをお開きください。</p> <p>次に農地法第 5 条許可申請の件「5-30-20」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-30-20」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号〇〇 〇号 〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇市〇〇町 〇〇〇番〇号 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 619 平方メートルとなっています。転用目的が一般住宅、車庫を建てたいということで、現在借家住まいであり、申請地に持家を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分が第 2 種農地のその他の農地に該当致します。場所につきましては、下にありますとおり、〇〇振興会を〇〇交差点の方に向かいますと、その国道の交差点を〇〇方へ右折いたしまして、約 300 メートル行きますと〇〇の工場がありますけれどもそこを右折いたしまして 150 メートルほど行ったところの左手が申請地になっております。配置図につきましては、右にありますとおり、北側の方に住宅を造りまして南側に車庫を造るということで申請が出ております。面積が 619 平方メートルという申請になっておりまして、500 平方メートルを超えている理由書も付いておりまして、ここの土地が西側から南側にかけての畦畔部分が使用できない部分になっておりまして、その部分を引いた残りを利用するとなりますとこれだけの面積が必要ということで理由書が付けてあります。浄化槽の排水につきましては、東側から南側の方に町の排水施設が入っておりますけれども、そちらの方に流すということで申請が出ております。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>はい、「5-30-20」についても、2 名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>11 番の福田です。「5-30-20」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>11 月 20 日に、永野委員と私、事務局、そして申請人立ち合いで、調査をしました。</p> <p>場所は、説明がありましたとおり、国道の〇〇交差点から〇〇方面に進み、〇〇工場の入り口を右折いたしまして 150 メートルほど行ったところの左側になります。右の配置図を見て頂くと分かるように、横の道路が少し下り坂になっているものですから、申請地の半分近くが畦畔になるということで、先ほどもありましたように、500 平方メートルを超える面積の申請が出ているようです。浄化槽の排水は東側の排水施設に流すということです。以上です、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-20」について現地調査の報告がありました。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>

議 長	<p>はい、異議なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-30-20」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 4 ページをお開きください。</p> <p>議案第 29 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定」について議題といたします。11 月分を事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 11 月申請分につきまして説明いたします。</p> <p>1 番の所有権移転はありませんでした。</p> <p>2 番の利用権設定ですが、内之浦地区の新規が、田が 4 件の 6 筆で 7,451 平方メートル、畑はありません。再設定が、田が 13 件の 27 筆で 22,585 平方メートル、畑が 1 件の 1 筆で 372 平方メートル、高山地区は新規設定が、田が 2 件の 4 筆で 3,579 平方メートル、畑が 11 件の 17 筆で 23,151 平方メートル、再設定が、田が 12 件の 32 筆で 35,704 平方メートル、畑が 7 件の 19 筆で 20,744 平方メートル、肝付町の合計が、田が 31 件の 69 筆で 69,319 平方メートル、畑が 19 件の 37 筆で 44,267 平方メートル、田、畑合わせて合計で、50 件の 106 筆で 113,586 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 5 ページ、高山地区が 6~7 ページに掲載してあります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、今月は 1 番の所有権移転はありません。2 番の利用権設定につきまして、内之浦地区が 17 件、高山地区が 31 件あります。まずは内之浦地区の申請から審議します。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは内之浦地区 17 件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、内之浦地区 17 件について許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、高山地区の申請に移ります。6 ページから 7 ページになります。まずはお目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは審議に入りますが、まずは高山地区の 16 番に福田委員の関係する案件があります。会議規則により、福田委員の退席を求めます。</p> <p>(福田委員：退席)</p>
議 長	<p>それでは、利用権の高山地区の 16 番の件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、高山地区の 16 番の件については、提案どおり許可することに決定しました。(福田委員：入室・着席)</p> <p>引き続きお目通しください。</p> <p>それでは、高山地区の 16 番を除く、他の 30 件について、一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>

議 長	<p>異議なしということですので、高山地区の 16 番を除く利用権設定 30 件の申請については、提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、報告協議に入ります。1 番から 3 番まであります。8 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議、1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」10 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いします。</p>
議 長	<p>合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、9 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 10 件あります。あっせん委員を選任したいと思います。まずは、「あ-30-34」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-34」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇丁目〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が 肝付町北方字〇〇 〇〇〇番です。</p> <p>地目・面積が 田が 1,116 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望（来年の 3 月以降の貸付）です。</p> <p>希望価格については、周辺相場で希望期間が 3 年です。</p> <p>場所につきましては、〇〇入り口から北へ 500 メートルほど行きますと、〇〇自動車さんがございますが、ここから西に 100 メートルほどの所になります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-34」のあっせん委員について、地区委員の福園委員と中西委員をお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-30-35」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-35」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇</p> <p>地目・面積は 畑が 1 筆で 2,988 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場で、貸付期間が 5 年です。</p> <p>場所につきましては、〇〇近くに、〇〇がございますが、ここから北に 80 メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-35」のあっせん委員を、地区委員の中嶋委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>次に 10 ページをお開きください。</p> <p>「あ-30-36」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-36」について説明いたします。</p> <p>申出人が 〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p>

事務局	<p>申し出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇 外1筆 地目・面積は 田が2筆で1,030平方メートルです。 あっせんの種類は 譲渡希望です。 希望価格については、周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇と〇〇へむかう旧県道との交差点から西へ500メートルほど行き、そこから、南へ40メートルほどの所になります。 以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-36」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員に お願いいたします。 次に、「あ-30-37」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-37」について説明いたします。 申出人が 肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇 外2筆 地目・面積は 田が3筆で1,402平方メートルです。 あっせんの種類は 譲渡希望です。 希望価格については、周辺相場となっています。 場所につきましては、先ほど説明いたしました、あ-30-36の所から南東に100メートルほど行った所に字〇〇の田が、ここから北へ200メートルほど行き、東に70メートルの所に字〇〇の田となります。 以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-37」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員に お願いいたします。11ページをお開きください。 次に、「あ-30-38」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-38」について説明いたします。 申出人が 肝付町前田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が 肝付町後田字〇〇 〇〇〇番 地目・面積は 田が1筆で1,003平方メートルです。 あっせんの種類は 貸付希望です。 希望価格については無償で、貸付期間が5年間です。 場所につきましては、〇〇幼稚園から北に250メートルほど行きまして、そこから東に80メートルほどの所になります。 以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-38」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と福田委員に お願いいたします。 次に、「あ-30-39」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-39」について説明いたします。 申出人が 肝付町前田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が 肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇 地目・面積は 田が1筆で968平方メートルです。 あっせんの種類は 譲渡希望です。 希望価格については周辺相場となっています。</p>

事務局	<p>場所につきましては、〇〇高山店から東へ 200 メートルほどの所を左折し、50 メートルほど行った所になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-39」のあっせん委員に、地区委員の中村委員と藤井委員に お願いいたします。12 ページをお開きください。</p> <p>次に、「あ-30-40」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-40」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇 外1筆</p> <p>地目・面積は 田が2筆で603平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 譲渡希望です。</p> <p>希望価格について周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇館から〇〇へ下り、そこから20メートルの所になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-40」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員に お願いいたします。</p> <p>次に、「あ-30-41」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-41」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町南方〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町南方字〇〇 〇〇〇番〇</p> <p>地目・面積は 田が1筆で447平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望です。</p> <p>希望価格について周辺相場で、希望期間は10年です。</p> <p>場所につきましては、〇〇建設さんから南へ400メートル行った所に橋がありますが、橋を渡り、そこから、南へ250メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-41」のあっせん委員に、地区委員の冷水委員と中西委員に お願いいたします。13 ページをお開きください。</p> <p>次に、「あ-30-42」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-42」について説明いたします。</p> <p>申出人が 〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町南方字〇〇 〇〇〇番〇</p> <p>地目・面積は 田が1筆で1,193平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望です。</p> <p>希望価格について周辺相場で、希望期間は3年です。</p> <p>場所につきましては、〇〇橋から〇〇川沿いを東へ400メートルほど行った所 になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-42」のあっせん委員に、地区委員の冷水委員と中西委員に お願いいたします。</p>

議 長	次に、「あ-30-43」について事務局に説明を求めます。
事務局	<p>「あ-30-43」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町後田〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町後田字〇〇 〇〇〇番 外1筆</p> <p>地目・面積は 畑が2筆で2,719平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望です。</p> <p>希望価格について10,000円/10アールで、希望期間は5年です。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会近くに〇〇公園がございますが、ここから東へ500メートルの所を左折し、150メートルほど行った所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-43」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出に係る委員の選任関係を終わります。</p> <p>次に報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、14ページから16ページに、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれの、現在までまだ未成立の分と本日の新規分を載せております。取り下げが1件ありましたので、表示がしてございます。</p> <p>成立の報告があったものにつきましては、随時抜いております。資料をご覧ください、気づかれた点がありましたらお知らせください。なお、未成立分が結構あるようですので、あっせんが成立しますよう委員の方は大変ですがよろしく願いいたします。以上、説明を終わります。</p>
議 長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	<p>無いようですので、つづきましてその他に移ります。</p> <p>事務局から賃借料情報の関係で連絡があります。</p>
事務局	<p>それでは肝付町賃借料情報について、説明いたします。</p> <p>(平成29年1月から12月までの賃貸借における契約分について、田・畑それぞれの最高・最低額、平均額を算出して資料に基づき説明あり。)</p> <p>以上のような状況になっていますので、農業委員会だより等で情報を掲載してよろしいか審議していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	只今、本町の賃借料のことについて事務局が説明しましたが、この件について質問はございませんか。 はい、永野委員。
永野委員	8番永野です。モミは金額に換算した場合、いくらになっていますか。
事務局	モミにつきましては、1俵あたり5,000円で換算しております。
議 長	他にありませんか。 はい、上岡委員。
上岡委員	7番上岡です。田は高山地区が高く、畑は内之浦地区が高いのは何か理由がありますか。

議 長	内之浦地区は畑がすくないですので、高くなるということだと思われます。
冷水委員	13 番冷水ですが、畑といっても樹園地がほとんどです。
中村委員	モミ 1 俵が 5,000 円で換算ということですが、モミ 1 俵は 5,000 円で買えないと思いますので、反当 10,000 円なら 1 万円という形で契約をされていく方がよしいのかなと考えます。と言うのはバインダー袋に何キロ入っているのかよく聞かれますが、30 キロ詰めてあるものから、いっぱい詰めれば 40 キロぐらい入るようですので、今年の米を 40 キロ入れたとなれば 1 俵 7 千円なるということになり、ちぐはぐになりますから、出来れば今後は物納より 1 万円を基準に契約を結んでいけば、すっきり行くのではないですかねと思います。
議 長	この関係は確か去年もでまして、物納でしか希望しないという方もいるということでもありますので、各委員さんがほとんど間に立って契約をして頂きますので、その時点で、物納の場合は今あるような内容等について話をして頂きたいと思えます。又この件につきましては、各地区で活動される推進委員も分かったうえで活動してもらう必要がありますので、来月、推進委員も参加してもらいますので、再度協議してもらいたいと思えますが、どうでしょうか。
	【異議なし】
議 長	他に何かありませんか。
	「なしという声あり」
議 長	それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、12 月 19 日(月曜日)午後 3 時からの予定です。場所が文化センターの 2 階会議室になりますのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、11 月の定例総会を閉会いたします。

<午前 11 時 10 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成 30 年 11 月 26 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 福園 幸雄

委 員 坂口 利邦